

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【公開番号】特開2007-169731(P2007-169731A)

【公開日】平成19年7月5日(2007.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-025

【出願番号】特願2005-370010(P2005-370010)

【国際特許分類】

C 2 2 C	21/02	(2006.01)
C 2 2 C	21/12	(2006.01)
B 2 2 C	9/22	(2006.01)
F 0 4 D	29/30	(2006.01)
F 0 2 B	39/00	(2006.01)
F 0 4 D	29/02	(2006.01)
C 2 2 F	1/043	(2006.01)
C 2 2 F	1/057	(2006.01)
C 2 2 F	1/00	(2006.01)

【F I】

C 2 2 C	21/02	
C 2 2 C	21/12	
B 2 2 C	9/22	C
F 0 4 D	29/30	G
F 0 2 B	39/00	U
F 0 4 D	29/02	
C 2 2 F	1/043	
C 2 2 F	1/057	
C 2 2 F	1/00	6 0 2
C 2 2 F	1/00	6 0 4
C 2 2 F	1/00	6 1 1
C 2 2 F	1/00	6 3 0 A
C 2 2 F	1/00	6 3 0 B
C 2 2 F	1/00	6 3 0 K
C 2 2 F	1/00	6 5 0 A
C 2 2 F	1/00	6 5 1 B
C 2 2 F	1/00	6 8 2
C 2 2 F	1/00	6 9 1 B
C 2 2 F	1/00	6 9 1 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

質量%で、1.5 Si < 4.0、1.0 Cu 5.0、0.3 Mg 0.7、0.05 Ti 0.3、および(Sr、Sb、Na)から選ばれる元素の1種または2種

以上を 0 . 0 0 5 Sr 0 . 0 8 、 0 . 1 Sb 0 . 3 、 0 . 0 0 3 Na 0 . 0 8 の範囲で含有し、残部が Al および不可避的不純物からなり、常温において、引張強度が 4 0 0 M P a 以上であり、伸びが少なくとも 7 % 以上であることを特徴とするアルミニウム鋳造合金。

【請求項 2】

150 において引張強度が 300 M P a 以上であり、200 において引張強度が 250 M P a 以上であることを特徴とする請求項 1 に記載のアルミニウム鋳造合金。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 に記載のアルミニウム鋳造合金を用いて鋳造形成されていることを特徴とするコンプレッサ羽根車。

【請求項 4】

請求項 1 または請求項 2 に記載のアルミニウム鋳造合金を用いて金型鋳造により鋳造形成されていることを特徴とするコンプレッサ羽根車。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、本発明のアルミニウム鋳造合金は、150 において引張強度が 300 M P a 以上であり、200 において引張強度が 250 M P a 以上である。

そして、本発明においては、自動車等に使用されるコンプレッサ羽根車の鋳造形成には上述の本発明のアルミニウム鋳造合金を用いることが好適である。

また、上述の鋳造形成には、金型鋳造によることが好適である。